



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

社長より一言
内藤 朝麻 さま
(ないとう あさお)

時代は高齢化社会到来とともに、自然に優しく・安心・安全・更には安らぎを求められる時代へと移行しつつあります。当社は、建物内部に関わる業態として、健康内装材のこだわりとクリエイティブな提案をモットーに安心と喜びの提供を企業使命としております。「困ったときのイフ」を自称し、お客様の良きアドバイザーとして活動しております。

お客さま紹介

株式会社イフ (URL:<http://www.ifjp.com>)

◎会社概要

設立は昭和62年、岡崎市本店。

住環境事業:特注家具、システム収納・オーダーキッチン

内装事業:健康塗装(微生物/アロエ化石/ホタテ貝殻)内装仕上工事

クリエイティブ事業:オーダーカーテン・インテリア商品全般提案

◎得意分野(商品紹介等)

「建物の内装に関わる事なら、まず(株)イフに御相談下さい！」こんなフレーズがこの会社を一言で表現するには最も分かり易い言葉であります。造作(大工工事)以後の仕上工事に豊富なインテリアアイテムや独自の開発商品、更には付加価値の高い商材を全国から発掘して、コーディネート提案・企画設計・施工を行っています。

住環境事業では、住環境に関わる商品の企画開発から販売を主な業務とし、自社オリジナル商品「収納システム【シューピタ】」「ひのきシステムキッチン」の販売から、お客様と打合せを繰り返しながら提案設計を進めるオーダーキッチン、又、別注家具のイージーオーダーも企画提案します。

内装事業では、建物の一般内装仕上工事として、住宅・店舗・マンション等のクロス・床仕上工事やあらゆる用途に対応した特注家具の設計施工を致します。エコ工法事業では、室内化学物質の吸着分解や湿気の吸放出・生活臭の除去等、微生物やホタテの貝殻・アロエ化石の天然素材を主原料にしたエコ工事も行います。更には、自然素材でコテ塗り・吹き付け・ローラー等で自然に優しい健康塗装工事も致します。

クリエイティブ事業では、オーダーカーテンを自社独自のコンピュータープランポートシステムによりイメージ確認サービスの提案や業務代行サービス等、顧客満足対応を基本に質の高いサービスを行っております。



朝日担当代表社員
亀山 浩三

話題の言葉

2007年問題とは、一般に1947年から49年の3年間に生まれた「団塊の世代」の最年長層が2007年に60歳定年を迎え始めることで、企業経営や社会保障など多方面で予想される影響や問題の総称のことを言います。総務省の人口推計によると、2004年10月時点で団塊の世代は約676万人と、全人口の約5.4%を占めます。企業では団塊の世代が人員構成で大きな比重を占めることが多く、同世代の大量定年を補う人材確保が課題になります。特に製造業ではモノ作りの技術伝承が滞り、日本の競争力の低下を懸念する声もあり、技術者の採用確保を前倒しで実施することや再雇用制度などを導入する企業が増えてきています。(稲垣)

税制改正レジュメプレゼント 下記まで申し込みをして頂ければ、法人税・所得税・その他の税制改正レジュメをプレゼントします。「知らなかった」と損しないためにも、ぜひお申し込みを！

※お問合せ先:朝日税理士法人 名古屋本部 052-571-5480 info@asahitax.or.jp 土井まで

Question (青色欠損金の繰越控除)

当社は、5月末決算の青色申告法人です。進行中である遊休土地の売却案件が6月にまとまる予定で、平成19年5月期は、土地売却益による多額の所得が発生する見込みです。

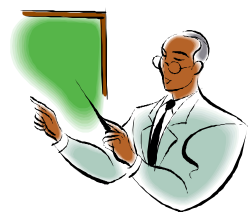
欠損金の繰越期間が5年間から7年間に延長されたと聞きましたが、平成19年5月期の確定申告において、平成13年5月期に発生した欠損金を所得から控除することはできますか？

Answer

青色欠損金の繰越期間延長の経過措置として、平成13年4月1日より前に開始した事業年度において発生した欠損金の繰越期間は、引き続き5年間とされています。

従って、貴社の平成19年5月期の確定申告において、平成13年5月期に発生した欠損金を所得から控除することはできません。

解説



平成16年度の税制改正において、青色欠損金の繰越控除の期間を5年間から7年間に延長する改正が行われました。ただし、経過措置として、改正後の規定は、平成13年4月1日以降に開始した事業年度において発生した欠損金について適用するものとされています。

ご質問の事例では、欠損金が平成13年4月1日より前に開始した事業年度において発生しているため、その繰越期間は改正前の5年間が適用され、平成19年5月期の所得からは控除できないこととなります。

貴社の場合、含み益のある遊休不動産の売却案件が進行中ということですので、5月末までに案件がまとまり、平成18年5月期(今期)決算で売却益を計上することができれば、平成13年5月期に発生した繰越欠損金を有効に活用することができます。

なお、青色欠損金の繰越期間が5年間から7年間に延長されたことに伴い、平成13年4月1日以降に開始した事業年度においては、従来5年間とされていた帳簿書類の保存期間も7年間に延長されています。

根拠条文等

法人税法第57条第1項(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し)

法人税法附則(平成16年3月31日法律第14号)第13条

(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等に関する経過措置)

法人税法施行規則第59条(帳簿書類の整理保存)